

第274回鳥取県内水面漁場管理委員会

1 日 時 平成30年5月17日（木） 午後1時35分から

2 場 所 上井公民館 視聴覚室

3 出席者 委員：安藤会長、寺崎委員、絹見委員、川原委員、竹内委員、水谷委員

事務局：平野事務局長、石原事務局次長、高橋書記

鳥取県；水産課 丹下係長

鳥取県栽培漁業センター増殖推進室：田中研究員

4 傍聴者 なし

5 議 事

- (1) 漁業権の免許切替えに係る漁場計画（案）について（答申）
- (2) あゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について（協議）
- (3) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議）
- (4) 内水面漁業指導員による取締活動状況について（報告）

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として水谷委員、川原委員を指名した後、議事に入った。

議事

- (1) 漁業権の免許切替えに係る漁場計画（案）について（答申）
(原案に同意する旨が決議された)

事務局が資料1に基づき説明した。

〔高橋書記〕

免許申請期間を資料では5月21日からと書いているが、漁場計画の樹立、告示には、知事決裁が必要になるため、知事の決裁日から数日置いて告示をし、告示日以降から7月13日までが免許申請期間になる。

〔安藤会長〕

申請期間は、これだけの期間があれば十分か。告示日が予定より遅れたとしても、申請期間が予定の半分になることはないか。

〔平野事務局長〕

免許申請までに漁協が行う手続きがたくさんある。この間に漁協の総会、総代会を行い、そこで意思決定をした上で申請することになるので、やることが多く、十分な期間が要る。ただ、漁協もすでに、必要な手続きを分かっているので、およその告示日を事前に伝え、抜かりなく準備

をしてもらうことになる。

〔安藤会長〕

漁協の免許申請期間が十分にとれるよう配慮してほしいと思う。委員からは、いかがか。

〔絹見委員〕

第1種共同漁業権と第5種共同漁業権の間の、第2種と第3種はどういったものか。

〔安藤会長〕

教えてほしい。

〔平野事務局長〕

第1種は、定着性のもの。第5種は、第1種を除くものである。

〔石原次長〕

第3種は、地びき網漁業。

〔丹下係長〕

第2種は、刺し網。第2種、第3種、第4種は、海面に係るもの。第5種が内水面の共同漁業権。第1種は定着性のもので、海でいう磯とかで獲る貝になる。

〔石原次長〕

カキとか。

〔丹下係長〕

海だとそういうものになる。

〔石原次長〕

第1種が定着性のもの、第2種が定置網、刺網、えり、やなを使用する漁業。第3種が地びき網、飼いつけ漁業になっている。

〔絹見委員〕

この第2種、第3種、第4種という分類は、魚の種類によるものなのか。

〔丹下係長〕

ではない。

[平野事務局長]

どちらかというと漁具、漁法によるもの。

[安藤会長]

勉強になった。他にないか。この内容で県へ答申してよろしいか。

[委員]

はい。

[安藤会長]

では、次の議題に入る。

(2) あゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について（協議）

（原案に同意する旨が決議された）

事務局が資料2に基づき説明した。

[安藤会長]

委員から意見はいかがか。

[平野事務局長]

去年の委員会でも議論になっていたが、町がアユの放流をしているのか。

[高橋書記]

はい。

[平野事務局長]

町として放流をしているので、また今年も指示をしてほしいということである。

[安藤会長]

町がしている放流量は聞いているか。

[高橋書記]

放流量については聞いていない。

[安藤会長]

他に意見や質問はあるか。竹内委員はいかがか。

[竹内委員]

加勢蛇川と勝田川で、目の小さい投網を使うと一網打尽である。

[水谷委員]

自分も毛ばりを使って釣りをするので、何度か見に行ったことがある。加勢蛇川の河口は、毛ばりを使う人もいるが、オキアミを1匹づけて釣る人もいる。県外者かは不明だが、投網は、明るい時間帯ではなく、早朝など、人目の少ない時間帯に投網をしている。何度もその場所に行っているが昼間は投網をしている人はほとんど見ない

[安藤会長]

そういう人がいることはいるのか。

[水谷委員]

昔はすごい数のアユが加勢蛇川にたまっていたが、今ではアユがいなくなったと感じる。この場所で投網を使用するとアユが上がって来なくなると、話はしていた。

[安藤会長]

町はそれぞれの河川に禁止看板を立てているのか。

[高橋書記]

立てている。

[安藤会長]

河口付近とか道路端とか。

[高橋書記]

勝田川には立ててあり、加勢蛇川は、看板がない箇所もある。

[水谷委員]

加勢蛇川は、遡上経路で溪流魚を目当てに川に入る県外の人が多い。

[安藤会長]

加勢蛇川の上流には、養鱒場はあるか。

[水谷委員]

養鱒場はない。以前は勝田川の下に養鱒場があった。加勢蛇川には、天然物のヤマメがいたので、それを狙って入って来る人はいる。

[安藤会長]

解禁直後に河口付近で投網を使うことについては、委員からも懸念の声が出ているので、案のとおり告示を出したいと思うがいかがか。

[委員]

はい。

[安藤会長]

では、次の議題に入る。

(3) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議）

(原案に同意する旨が決議された)

事務局が資料3に基づき説明した。

[平野事務局長]

この指示については、昨年度も審議いただいた内容であるが、内水面の漁業は、内水面漁業調整規則という県の規則で制限することになっている。規則で制限すると、罰則の規定を盛り込むことができ、厳しく指導ができるのだが、その規則を変更する場合、水産庁長官の認可を得ないと変更できない。当然知事決裁を受け、水産庁の了解を得て、初めて規則変更ができる。漁協から要望があった当時、水産庁の担当者から、規則変更には時間がかかるので、規則が変更されるまでは委員会指示をすることで制限するよう指示があった。委員会指示は知事命令を経て、罰則もあるので、漁協の漁業権行使規則と遊漁規則だけで制限するよりも、より厳しく制限できるため平成23年6月から指示している。

[安藤会長]

現時点では、委員会指示で制限する方針であるがいかがか。

[寺崎委員]

いいと思う。

[安藤会長]

円通寺の堰堤の下流にたまる魚種はどういう魚種が多いか。

[寺崎委員]

アユが多い。

[安藤会長]

この協議では、特定魚種についても協議するのか。この区域の採捕を禁止にしなければ、特定の魚種にとって生存や増殖に大きなダメージがあるといったこと等も含めてか。

[丹下係長]

魚種別ではなく、あらゆる水産動物。

[寺崎委員]

大口堰は、コイ、ウグイ、ハエなど全魚種が溜まりやすい。

[安藤会長]

上流端下流端のそれぞれに設置している看板の工夫はどうか。

[高橋書記]

上流端下流端に設置した看板には、文章で禁止について書いてある。看板を見た人が、文字だけでは読みづらいので、禁止している区域の地図を作って看板に貼りつけて、見やすくする工夫をしようと考えている。

[水谷委員]

図面にしたほうが見やすくなる。

[丹下係長]

この区間は採捕禁止ということが一目で分かる形にする。

[安藤会長]

文字はまず読まないで、一目見て内容が分かる工夫をしてもらいたい。

[水谷委員]

この禁止の区間を分かりやすく色分けができれば。

〔絹見委員〕

この看板は中国の人にも分かるようなものか。

〔丹下係長〕

外国人も来るのか。

〔絹見委員〕

日本にこれだけ多くの中国人がいれば、中には投網で獲りに来る人もいると思う。勝手に畑の野菜を持って帰る人はいるので、魚の採捕禁止にも関係してくることはないのか。

〔安藤会長〕

そういう事例が出てきたら、また対処をしなければならない。今日はこの内容で、指示するという事によろしいか。

〔委員〕

はい。

〔安藤会長〕

次の議題に入る。

（４）内水面漁業指導員による取締活動状況について（報告）

事務局が資料４に基づき報告した。

〔安藤会長〕

今年の指導員委嘱数が１３名だが、これは例年と変わらないのか。

〔高橋書記〕

例年と変わらない。

〔安藤会長〕

メンバーの入れ替わりはあるか。

〔高橋書記〕

今年は千代川水系で２名、東郷湖漁協で１名入れ替わりがある。日野川水系の指導員が４月に１名亡くなられた。後任者が６月１日から業務を開始する。

〔安藤会長〕

業務の説明はどのように行っているのか。

〔高橋書記〕

年度当初に県庁で辞令交付式と一緒に業務説明会をしている。

〔絹見委員〕

自分も指導員をやったことがある。1人で巡回して指導するのは怖い。コイの持出禁止、外来魚の再放流禁止など、細かな決まりを指導したが、知っている人は指導をすれば理解をしてくれる。日野川は他の河川に比べて範囲が広いので、日野川を巡回する指導員は4人になっていると思うが、東郷湖漁協が1人というのはどうか。

〔安藤会長〕

千代川水系でも天神川水系においても、巡回する区間を分担しているので、巡回するときは1人が多いようだ。

〔平野事務局長〕

毎年、年度の最初の日には辞令交付と業務説明をするが、指導員には、巡回・指導をする際に、絶対に無理をすることのないようお願いしている。指導や注意をした人が、危険な人かもしれないので、少しでも身の危険を感じるようであれば、その場で注意をしなくても、通報してもらえれば、警察や県の職員が行くので、決して無理はしないように言っている。

〔絹見委員〕

東郷湖漁協の指導員は、毎年1年で交代している。中には張り切って指導員をする人もいる。

〔平野事務局長〕

頑張って指導してほしいが、危険な人もいないかもしれないので無理のないようにしてほしい。

〔安藤会長〕

指導員は、カメラ等を持って巡回しているのか。例えば、カニかごの禁止期間にカニかごが川につけてある場合、その現場を写真で撮るのか。

〔高橋書記〕

現場の写真を撮影して、提供していただくこともある。

[安藤会長]

カメラを持っていくのは指導員の努力か。

[丹下係長]

危険なことがないように、必ずしも無理をしてまで撮らないように言っている。

[安藤会長]

本件については、これで終わる。

4 その他

[安藤会長]

その他何かあるか。

[高橋書記]

漁業権免許までのスケジュールを説明する。本日は、漁場計画案について、公聴会と諮問への答申を行った。今後、漁場計画を樹立し、告示日から7月13日までを、免許の申請期間とする。申請期間に湖山池漁協から免許申請があるため、7月下旬に委員会を開催し、適格性の審議について諮問と答申を行う。答申後、漁業権を免許することになれば、9月1日に漁業権免許を予定している。

[安藤会長]

他にあるか。

[丹下係長]

質問がある。千代川大口堰の採捕禁止は平成23年から指示しているが、漁協からは、指示している禁止区域で採捕する人は減っており、漁協への通報件数は年間数件しかないと聞く。一方で、この区域で採捕している人を見た一般の方が、直接警察に通報することもあるようだ。採捕する人は減っていないという印象か。それとも、委員会指示をすることで、遊漁規則だけで制限していた時と比較して採捕者は減っているか。

[寺崎委員]

厳しく指導しているので、以前より減っているように感じる。

[丹下係長]

漁協が厳しく注意しているということか。

〔寺崎委員〕

ええ。以前は、夜間に禁止区域に入り、採捕をする人がいると聞いていたが、近年はそのようなことを聞かなくなった。

〔丹下係長〕

減ってきてはいるか。

〔寺崎委員〕

減ってきてはいるが、まだ採捕する人はあると思う。

〔丹下係長〕

減ってはいるが、完全になくなったわけではないということか。

〔寺崎委員〕

ええ。

〔丹下係長〕

承知した。

〔安藤会長〕

私の知人の中にも、以前は円通寺橋の上流で夜中に投網を打っていたが、この場所は水産動植物の採捕が禁止だと指導を受け、現在は、別の場所で投網をしている知人もいる。そのように以前は大口堰で投網を打っていた人が、採捕禁止であると指導を受けて、この場所で採捕しなくなった人もいるようなので、今後は指示区域での採捕者は減っていくと思っている。他はよろしいか。

5 閉会

〔高橋書記〕

以上で第274回委員会を終了する。